

2012春季大会における研究倫理説明会での質疑応答

質 問	回 答
1 顔の表情の研究をやっていますが、顔の画像を論文等に出すことは認められないのでしょうか(大学研究者)	研究対象者の了解を得ていれば出すことはできます。ただ、出し方(講演会のプロジェクタ、論文の紙媒体、ウェブ等)が色々あるので、了解を得る際の説明のしかたについても倫理委員会等でしっかり承認をもらっておく必要があります。
2 企業OBで個人技術士事務所を経営しているので、倫理審査委員会等は容易に作れませんが、どうすればよいでしょうか。(個人)	企業等からの依頼の仕事であれば、依頼主の方で審査をすればよいと考えます。自主研究のようなものについては、猶予期間の間に自技会研究倫理委員会ですべての事例をあつめ検討し、FAQへのせていくようにしたいと考えております。
3 血圧を測定する実験において、ある被験者の血圧が高かった場合、本人に知らせるべきでしょうか。	測定結果を被験者に開示すること自体は問題ありませんが、診断(病名の特定)は医師の責任で行わなければなりません。
4 対向車の急な挙動変化に対しての被験者のペダル操作を観察するなど、事前に目的をすべて説明すると結果に影響をあたえる可能性がある実験の場合、I.C.はどうしたらよいでしょうか。	実験に支障が出ない範囲で事前に十分な説明を行い、さらに事後説明を行うことが重要です。
5 被験者に赤外線を照射する実験の場合、国によって安全基準が異なるがどこまで許されるでしょうか。	原則として渉猟しうる範囲で最も厳しい基準を当てはめるのが妥当と考えます。
6 事件事例等を用いた研究で、どこまで個人が特定できる情報を削除すればよいでしょうか。	一般的な個人情報に加え、日時や場所などが特定できる情報を削除すべきです。
7 ブラインドテストでの事前説明はどうあるべきでしょうか。	説明しすぎると実験が成立しなくなる場合はほかしてよいですが、事後になぜそうしたかを説明し、「だまされた」という感情を払拭する必要があります。
8 事故データの取扱はどうすればよいでしょうか。	マクロデータは問題ありません。マイクロデータの場合、氏名はもちろん、場所や日時なども削除する必要があります。
9 承諾書の文書等の「等」は口頭での承諾を許容するものでしょうか。	基本的に許容しません。文書でとるようお願いします。
10 理想的な構成の倫理委員会が運用されるようになるまでは、直接的な利害関係がない人員構成による審査で「可」とする。とありますが、具体的な期限は設けないという理解でよいでしょうか。	その理解で良いです。2年間の猶予期間が過ぎた段階でも、必ずしも研究倫理審査委員会設置を義務付けるものではありませんが、いずれ組織化をお願いします。
11 リスクとベネフィットを明確にし、ベネフィットの方が高いと判断されればとあります。リスクはわかりやすいが、ベネフィットの方は、営利企業として実施する試験の場合、誰のどのようなベネフィットをカウントして良いか悩ましい場面も予想されます。考え方があればコメントをお願いします。	一般ユーザーのメリットとして検討いただくこととなります。
12 チェックリストへの記載だけでも承認されるでしょうか。	インフォームドコンセント申請は、論文申請時のチェックリスト記載で承認可とします。但し、うその記載を防止するため、今後、監査も検討予定としています。
13 アンケートの扱いについてどうあるべきでしょうか。	一般的にはアンケートに応じていただいたことにて、インフォームドコンセント取得とみなします。但し、人を対象とする実験の一環である場合や、あるいはアンケートに応じることで精神的な苦痛を生じると考えられる場合には審査の対象となり得ます。
14 過去のデータの取扱いはどうあるべきでしょうか。	過去のデータの扱いは、各社の研究倫理委員会に一任します。例えば、インフォームドコンセントを取っていない実験に関わる論文発表の場合など。
15 動物対象の実験でも、審査は必要でしょうか。	動物実験は自技会の対象外です。医学の世界では対象にしています。